

特定施設使用届出書

届出が必要な場合 未指定地域が指定地域（※１）となった際、現にその地域内に特定施設（※２）を設置している場合

特定施設として、新たに施設が指定された際、現に指定地域内にその施設を設置している場合。但し、その施設以外の特定施設を設置している場合は、特定施設の種類ごとの数変更届出書による届出とする。

届 出 時 期 指定地域となった日又は特定施設となった日から３０日以内

届 出 先 荏田町役場 環境課 環境対策担当

届 出 書 様 式 特定施設使用届出書（様式第２）

添 付 書 類 騒音に係る特定施設ごとの数等および騒音防止の方法（別紙）
工場又は事業場付近の見取り図（地図）
工場又は事業場内における特定施設の配置図
特定施設の騒音レベルのわかるもの（騒音計算書、仕様書等）
遅延理由書（届出時期を遅延している場合のみ）

提 出 部 数 正副２部
（１部は控えとして、受付・審査後に返却します。）

提 出 方 法 窓口を持参
（郵送による受付は行っていない。）

※１ 指定地域は、役場環境課の窓口にて確認できます（窓口閲覧のみ、写しの交付不可）。

「福岡 そうおん・しんどう・あくしゅう マップ」でも確認できます。

URL： <https://soushinmap.pref.fukuoka.lg.jp/pref-fukuoka/Portal>

※２ 騒音規制法施行令別表第１に規定されている施設

届出書記入にあたっての注意事項

- １． 特定施設の種類欄には、騒音規制法施行令別表第１に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号並びに名称を記載すること。
- ２． 特定施設の種類欄の枠が足りない場合は、「別紙」と記載し、別紙に詳細を記載すること。
- ３． ※印の欄には、記載しないこと。
- ４． 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ５． 記入見本、記載例等を十分参照のこと。